

### 第3章 障がい児福祉サービス等の円滑な推進

#### 1 障がい児福祉サービス等の見込み量の設定

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、平均的な一人当たりの利用量や第4期障がい福祉計画での実績等进行分析し、平成30年度から平成32年度までの利用数及び必要なサービス量を見込みました。

##### (1) 障がい児通所支援

###### ①児童発達支援（福祉型）

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成29年度は見込み》

|    | 24年度        | 25年度           | 26年度           | 27年度           | 28年度           | 29年度           |
|----|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 計画 |             |                |                | 1,800<br>(15人) | 1,920<br>(16人) | 2,040<br>(17人) |
| 実績 | 562<br>(5人) | 1,268<br>(11人) | 1,187<br>(17人) | 1,411<br>(14人) | 1,509<br>(14人) | 6,100<br>(34人) |

※利用者は横ばい傾向でしたが、平成29年度から1か所の事業所が新体系へ移行されたことにより、利用者は急増しています。

《第1期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第1期 | 30年度        | 31年度        | 32年度        |
|-----|-------------|-------------|-------------|
|     | 6,113 (32人) | 6,113 (32人) | 5,706 (29人) |

## ②児童発達支援（医療型）

肢体不自由のある児童を、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援や治療を行います。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

|    | 24 年度      | 25 年度      | 26 年度      | 27 年度        | 28 年度        | 29 年度        |
|----|------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 計画 |            |            |            | 360<br>(1 人) | 360<br>(1 人) | 360<br>(1 人) |
| 実績 | 0<br>(0 人) | 0<br>(0 人) | 0<br>(0 人) | 0<br>(0 人)   | 0<br>(0 人)   | 0<br>(0 人)   |

※現在利用はありません。

《第 1 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第 1 期 | 30 年度   | 31 年度   | 32 年度   |
|-------|---------|---------|---------|
|       | 0 (0 人) | 0 (0 人) | 0 (0 人) |

## ③放課後等デイサービス

学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

平成 28 年 4 月に 1 か所、平成 29 年 4 月に 2 か所の事業所が市内に出来ました。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

|    | 24 年度           | 25 年度           | 26 年度           | 27 年度           | 28 年度           | 29 年度            |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 計画 |                 |                 |                 | 2,952<br>(30 人) | 3,148<br>(32 人) | 3,345<br>(34 人)  |
| 実績 | 1,891<br>(25 人) | 2,486<br>(25 人) | 3,405<br>(31 人) | 4,445<br>(43 人) | 7,333<br>(58 人) | 10,370<br>(65 人) |

※事業所の増加に伴い、利用者が年々増加傾向にあります。

《第 1 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第 1 期 | 30 年度        | 31 年度        | 32 年度        |
|-------|--------------|--------------|--------------|
|       | 11,411（77 人） | 12,731（88 人） | 13,730（98 人） |

※サービス内容の浸透や親同士の繋がり、医療機関からの紹介等があり、かなりの増加傾向と見込みました。

#### ④保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、園施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

平成 30 年度から乳児院、児童養護施設に入所している障がい児も対象者として追加されます。

《実績：年間利用日数、（）は実利用人数、平成 29 年度は見込み》

|    | 24 年度      | 25 年度      | 26 年度      | 27 年度       | 28 年度       | 29 年度      |
|----|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 計画 |            |            |            | 12<br>(1 人) | 12<br>(1 人) | 1<br>(1 人) |
| 実績 | 0<br>(0 人) | 0<br>(0 人) | 3<br>(1 人) | 3<br>(1 人)  | 1<br>(1 人)  | 2<br>(2 人) |

※実利用人数は微増しています。

《第 1 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第 1 期 | 30 年度  | 31 年度  | 32 年度   |
|-------|--------|--------|---------|
|       | 6（3 人） | 8（4 人） | 10（5 人） |

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

平成 30 年度から新たに加わるサービスです。

《第 1 期見込み：年間利用見込み日数、（）は実利用見込み人数》

| 第 1 期 | 30 年度  | 31 年度  | 32 年度   |
|-------|--------|--------|---------|
|       | 0（0 人） | 0（0 人） | 96（1 人） |

### 【参考】障がい児入所施設（山口県）

平成 29 年 6 月の入所児童数

| 障がい児施設入所   | 福祉型   | 医療型   |
|------------|-------|-------|
| 山口県        | 53 人  | 39 人  |
| うち（山陽小野田市） | （3 人） | （3 人） |

山口県における障がい児入所施設利用児童見込み

| 山口県障がい児施設入所 |     | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 第 1 期       | 福祉型 | 54 人  | 52 人  | 56 人  |
|             | 医療型 | 47 人  | 48 人  | 49 人  |

## （２）障がい児相談支援

「障害者自立支援法」の一部改正により、「障害児相談支援」が児童福祉法に位置づけられ、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」が実施されています。

市内では、平成 27 年 6 月に 1 か所、平成 29 年 4 月に 1 か所「障害児相談支援事業所」が出来ました。

### 《実績：実利用人数、平成 29 年度は見込み》

|    | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 |       |       |       | 48    | 49    | 50    |
| 実績 | 8     | 16    | 55    | 59    | 70    | 100   |

※障がい児通所支援の利用の増加に伴い、計画より大幅に増加しています。

### 《第 1 期見込み：実利用見込み人数》

| 第 1 期 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
|-------|-------|-------|-------|
|       | 100 人 | 110 人 | 120 人 |

※サービス利用の増加に伴い、相談支援の利用も増加を見込みました。

## 2 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は全ての子どもは健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法の基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一環した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

### （１）地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等の状況に応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図ります。

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援等を実施する事業所との連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備の構築に努めます。

また、障がい児通所施設や障がい児入所施設から障がい福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、県との連携を図ります。

さらに、障がい児通所支援事業所は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。

### （２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や放課後等児童

健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との連携を図ることが重要です。

また、障がい児の早期の気づき及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾患施策との連携を図るとともに、障害福祉課、こども福祉課、健康増進課の連携体制を確保するよう努めます。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校や障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

### **（３）地域社会への参加・包容の推進**

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所等が保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

### **（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築**

#### **①重症心身障がい児に対する支援体制の整備**

重層心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

#### **②医療的ケア児に対する支援体制の充実**

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実に努める必要があります。

心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連

分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築に努めます。

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進に努めます。

### **③強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実**

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

### **④虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備**

虐待を受けた障がい児等に対しては、障がい児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

## **3 障がい児相談支援提供体制の確保**

障がい児相談支援は、障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っているため、質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

## **4 障がい児通所支援等の円滑な提供体制の確保**

### **（１）サービスの提供に係る人材の研修**

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障がい福祉サービス等支援に係る人材を質量ともに確保することが重



要です。

国の指針では、県に対して研修に取り組むことが必要であるとしており、研修の周知及び市の課題に対する研修の実施に努めます。

## （２）サービス提供事業者に対する第三者の評価

利用者のサービスの選択に資することを目的として、福祉サービスと提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表します。

利用者が事業者を選択できるよう、事業者情報の提供を推進するとともに、中立的な第三者機関（指定特定相談支援事業所）が「第三者評価」を積極的に推進します。

## （３）障がい福祉サービス等情報公表制度の活用

障がい福祉サービスを提供する事業所が大幅に増加していることに伴い、利用者の個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が課題となっています。このため、事業者が県に対して、障がい福祉サービスの事業内容等を報告し、県は事業所から報告された事業内容をインターネット上に公表する仕組みが新たに創設されます。

事業所に制度の活用についての推進を図ります。